

## 注 意 報

平成28年 8 月 5 日

各 関 係 機 関 の 長 様

広島県農林水産局長  
( 農 業 技 術 課 )

平成28年度病虫害発生予察情報注意報第 1 号について (通知)

このことについて、次のとおり発表します。

---

### 平成28年度病虫害発生予察情報注意報第 1 号

平成28年 8 月 5 日  
広 島 県 農 林 水 産 局

【 作 物 名 】 水 稻 ( 中 生 種 )

【 病 害 虫 名 】 セジロウンカ

1 適用地域 県南部，県中西部及び県中東部 (別紙 水稻病虫害発生予察情報の地帯区分を参照)

2 発 生 量 多

3 防除時期 8月上旬 (幼虫発生盛期)

株あたり平均寄生虫数が10頭を超えたら，ただちに防除を行う

4 根 拠

- (1) 8月1日から3日に実施した8月上旬の巡回調査では，適用地域の発生地点率100% (平年96.5%)，平均発生程度3.99 (平年2.21) と，注意報を発表した平成22年度及び平成24年度を上回っており，過去10年で最も多い発生であった (表1)。
- (2) 8月上旬の巡回調査では，適用地域の株あたり平均寄生虫数が10頭を超えるほ場の割合は66.7%であった。中生種の被害を受けやすい幼穂形成期から穂ばらみ期において，要防除水準\*を超えるほ場の割合は6割以上であり，注意報を発表した平成22年度 (約4割) 及び平成24年度 (3割以上) を上回っている。

※要防除水準：防除を行わない場合，5%以上減収する水準。

セジロウンカの場合，幼穂形成期～穂ばらみ期に株あたり平均寄生虫数が10頭以上。

- (3) 8月上旬の巡回調査時点で若齢幼虫が多く、今後、中老齢幼虫の増加に伴い被害が大きくなると予想される。

表1 県南部，中西部，中東部の中生種におけるセジロウンカ発生状況（8月上旬巡回調査結果）

	H28	H27	H26	H25	H24	H23	H22	H21	H20	H19	H18	平年
発生地点率(%)	100	100	100	100	100	81.8	100	100	100	100	83.3	96.5
平均発生程度*	3.99	2.79	1.96	1.78	2.68	1.32	3.63	1.75	1.39	2.71	2.13	2.21

※ 平均発生程度：表2の株あたりの生息虫数の程度によって、次の算式によって求められるセジロウンカの発生量を示す指標である。平均発生程度1.00は、発生が認められなかったことを示し、数値が大きくなるほど、株あたりの生息虫数及び生息が認められる株数が多いことを表す。

表2 株あたり生息虫数によるセジロウンカの程度区分

(単位:頭)

程 度	I	II	III	IV	V	VI	VII
株あたり生息虫数	0	1～2	3～5	6～10	11～50	51～100	101～

【算式】

25株について、セジロウンカの生息虫数を調査した結果、それぞれの程度別の株数が、

I：2株，II：3株，III：3株，IV：6株，V：8株，VI：2株，VII：1株であった場合

平均発生程度

$$= \frac{((1 \times 2 \text{ 株}) + (2 \times 3 \text{ 株}) + (3 \times 3 \text{ 株}) + (4 \times 6 \text{ 株}) + (5 \times 8 \text{ 株}) + (6 \times 2 \text{ 株}) + (7 \times 1 \text{ 株}))}{25 \text{ 株}} \\ = 4.00$$

## 5 防除上の注意事項

- (1) 長期残効型箱処理剤施用ほ場でも多発生が認められているため、ほ場内の見まわりを徹底する。稲株で生息するセジロウンカの払い落とし調査\*を行い、株あたりの虫数が平均10頭を超えるほ場では、直ちに防除を行う。  
※払い落とし調査：調査ほ場内よりランダムに選んだ25株の虫数を調査する。株を3回叩き、A4版の黒色板上に払い落とした虫数をカウントし、株あたり平均寄生虫数を計算する。
- (2) 穂ばらみ期の防除を徹底する。
- (3) 適用地域以外の地域でも、発生状況を確認し、要防除水準を上回る発生が認められる場合には、直ちに防除を行う。
- (4) 農薬使用基準（使用濃度，使用回数，収穫前使用日数等）を遵守するとともに、周辺作物への飛散防止対策を徹底する。また、蜜蜂への影響が大きい殺虫剤を散布する際には、蜜蜂への被害軽減対策を実施すること。
- (5) 最新の農薬情報は、農林水産省ホームページ「農薬コーナー」の「農薬登録情報検索システム (<http://www.acis.famic.go.jp/searchF/vtllm000.html>)」を参照する。
- (6) 飼料用稲及び新規需要米として育成された多収米の一部の品種では、セジロウンカの増殖率が高くなるので、発生状況に注意する。また、防除を行う際は、農林水産省の「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」や「多収米栽培マニュアル」を参照のこと。



図1 セジロウンカ (成虫)



図2 セジロウンカ (幼虫)

- 市町は、この情報を生産団体等関係者へ伝達すること。
- 詳細は、農業技術課 (082-513-3585), 西部農業技術指導所 (082-420-9662), 県立総合技術研究所農業技術センター生産環境研究部 (082-429-2590) へ問い合わせること。
- この情報は、広島県ホームページ内の植物防疫チーム (病害虫防除所) (<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/198/syokubou-t.html>) に掲載している。

